

新ヘルスケア産業フォーラム 入会案内

平成 27 年 7 月

1. 趣旨・目的

新たな成長産業として期待される**新ヘルスケア産業**を中部地域において創出・育成していくことは、中部地域が多様な成長産業により内外市場を獲得していくばかりか、地域に雇用の場を創出していくうえで大変重要な課題となっています。

新ヘルスケア産業フォーラムは、地域の産・学・官が幅広く連携・協働することにより、新ヘルスケア産業を中部地域の新たな成長産業として創出・育成していくことを地域全体の運動として展開していきます。

(注) 新ヘルスケア産業とは、次の業を指します。

- (1) 医療、介護、高齢者の住まい、疾病予防、未病改善、健康増進並びにスポーツ等に関するサービス業
- (2) 医療機器、福祉用具、介護用品、医薬品、健康増進に寄与する機器・食品、スポーツ用品等の製造業
- (3) その他、前各 2 号に付帯する業

2. 活動（平成 27 年度計画）

医療・介護・健康等の事業者と異分野との交流・連携の促進に主眼を置いた多面的な活動を展開します。具体的には、以下のとおりです。

● 部会・研究会

事務局が企画・提案するテーマに加え、正会員等から企画・提案されたテーマの部会・研究会を設置します。

● 新ヘルスケア産業フォーラム「大会」

各部会やフォーラムと連携する地域の活動主体の成果発表、シンポジウム、交流会等を内容とする「大会」を開催予定。

● 新ヘルスケアビジネス「基礎講座」

医療・介護の実情、ヘルスケア関連ビジネスの実情と今後の展望などについての講義で構成し、3 回シリーズで実施予定。

● ヘルスケアビジネスに係る相談

ヘルスケアビジネスに取り組むに当たってのお困りごと等について、相談に応じられる体制を、順次整備していきます。

● その他

会員には、メールマガジンを定期的にお送りします。また、ウェブサイトで情報提供を行います。

さらに、中部地域で取り組まれている新ヘルスケア産業関連のセミナー等に協力します。

3. 会員の要件

次の3つをすべて満たしていることをフォーラムの会員の要件とします。

- ① フォーラムの趣旨・目的に賛同し、各種事業に主体的に参画する意思を有する。
- ② 会員であることを営業活動等に利用しようとする意思がない。
- ③ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）でない。

4. 会員の種別・会費・特典

会員の種別は、以下のとおりです。

(1) 正会員 A

- ・ 法人・団体等。特に事業分野や業種は問わない。（事業部等の単位での入会も可）
- ・ 年会費は、2万円×口数（平成24年度は1万円×口数）。ただし、原則として大企業は3口以上、中小企業は1口以上とします。（大企業、中小企業の区分は、中小企業基本法による。）
- ・ 特典として、部会へのメンバー登録、新たな部会の提案を行うことができます。また、フォーラム主催事業に参加する際、1口につき2名まで優待扱い（参加費の割引等）とします。
- ・ 総会において議決権（口数にかかわらず1個）を有します。

(2) 正会員 B

- ・ 各専門領域において臨床現場等のニーズを把握し、提供することができる次の者
 - 医療・介護・福祉事業者
 - 新ヘルスケア産業関連の大学、教育・研究機関、職能団体等（研究室等の単位での入会も可）
- ・ 年会費は、1万円×口数。ただし、企業の場合、大企業は原則として3口以上、中小企業は1口以上とします。（大企業、中小企業の区分は、中小企業基本法による。）
- ・ 特典として、部会へのメンバー登録、新たな部会の提案を行うことができます。また、フォーラム主催事業に参加する際、1口につき2名まで優待扱い（参加費の割引等）

とします。

- ・ 総会において議決権（口数にかかわらず1個）を有します。

※中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(3) ネットワーク会員

- ・ ヘルスケア産業関連の協議会、研究会、異業種交流グループ等の機関・団体。ただし、フォーラム理事の推薦を受けて事務局長が入会を依頼した者とします。
- ・ 年会費は、無料。
- ・ 自らの活動とフォーラムとの交流・連携活動についてご提案いただきます。（これを入会の条件とします。）
- ・ 特典として、部会にオブザーバーとして登録を行うことができます。また、フォーラム主催事業への参加の際、2名まで優待扱い（参加費の割引等）とします。

(4) 特別会員

- ・ 行政機関等。ただし、フォーラム理事の推薦並びに理事会の承認が必要です。
- ・ 年会費は、無料。
- ・ フォーラム主催事業への参加の際、優待扱い（参加費の割引等）とします。

<留意事項>

- ① 正会員として新規入会する場合、入会申込書の提出後、1ヶ月以内に会費を納入してください。
- ② 正会員として新規入会する場合、会員としての有効期間は、会費を納入した日（指定の口座への入金日）より当該事業年度末（3月31日）までとします。
- ③ 年度を超えて会員を継続する正会員は、4月末までに翌年度分の会費を納入してください。会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき、又は当該会員が解散したときは、会員の資格を取り消すことがあります。
- ④ 事業年度の途中、10月1日以降に入会した正会員の会費は、半額とします。

- ⑤ 会費を銀行振込する際の手数料は、会員の負担とします。

5. 入会の手続きについて

入会ご希望の方は、電子メールにて事務局にご連絡ください。

新ヘルスケア産業フォーラム事務局

事務局長 岩尾 聡士（名古屋大学大学院経済学研究科 教授）

〒466-0826 名古屋市昭和区滝川町 31-48 聖霊陽明ドクターズタワー内

担当 山本

E-mail: info@nhc-forum.com

なお、フォーラムの事務局は以下のとおりであり、会員に係る情報は、両方で共有されますので、ご注意ください。

名古屋大学大学院経済学研究科 岩尾研究室

一般社団法人中部経済連合会